

(2) 水道料金算定の概要

7

公益事業における料金の決定

	水道事業	下水道事業	工業用水道	電気事業	ガス事業
全事業者数	1,496	1,996	151	857	203
公営企業の事業者数	1,487 (99.4%)	1,996 (100%)	150 (99.3%)	86 (10.0%)	26 (12.8%)
根拠法	水道法第14条 (供給規定)	下水道法第20条 (使用料)	工業用水道事業法第17条 (供給規定)	電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)別添第18条 (特定小売供給約款) 電気事業法第18条(託送供給等約款)	ガス事業法第17条 (供給約款等)
法令等の規定内容	能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正なものであること	能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること	能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正なものであること	能率的な経営の下における適正な原価に適正な料金を加えたものであること	能率的な経営の下における適正な原価に適正な料金を加えたものであること
手続き等	地方公共団体は条例で定め、開始時は厚生労働大臣の認可、変更時は届出	地方議会の議決により地方公共団体の条例で定める必要がある	地方公共団体は条例で定め、開始時・変更時共に経済産業大臣に届出(民営は経済産業大臣の認可)	電気料金(特定小売供給約款、託送供給等約款)設定には経済産業大臣の認可が必要(引き下げは届出)	都市ガス料金設定には経済産業大臣の認可が必要(引き下げは届出)
その他通知等	水道料金算定要領 (日本水道協会)	下水道使用料算定の基本的考え方 (日本下水道協会)	工業用水道料金算定要領	みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則	一般ガス事業供給約款料金算定規則 一般ガス事業ガス料金算定要領 一般ガス事業供給約款料金算定要領
原則	総括原価方式	総括原価方式	総括原価方式 ※基準料金制度は平成20年度で廃止	総括原価方式	総括原価方式
具体的な算入項目	人件費	人件費	人件費	人件費	労務費
	薬品費	薬品費	薬品費		
	動力費	動力費	動力費	購入電力料	
	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費
	受水費		受水費、負担金	燃料費	原材料費
	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費
	資産減耗費	流域下水道維持管理負担金	ダム等水源施設費引当金		
	その他営業費用	委託料等	その他の維持管理費	その他経費	その他の経費、関連費の振替
				法人税等	法人税等
				事業報酬	事業報酬
			支払利息	支払利息	
			資産維持費	配当金等	
				借入利息	
				借入利息	
料金抑制	資産維持費の算出にレートベース方式を採用	雨水処理には公費が充てられる	国庫補助を受けている事業者では、一定以上の値上げ時に受水企業に経営状況等の説明を要す	事業者同士で効率化に向けた競争を促すためのネット・ストローク方式採用	事業者同士で効率化に向けた競争を促すためのネット・ストローク方式を審査時に採用

注) 赤字部は経営主体が地方公共団体の場合には算入しない項目

※水道事業の事業者数は上水道事業と水道用供給事業の合計

※下水道事業の事業者数は国土交通省所管の事業者数

※電気事業の事業者数は小売事業、送配電事業、発電事業の合計(重複料上あり)

※電気事業の標準法等は10電力会社のみで適用(平成28年4月から電力自由化)

	水道事業	下水道事業	工業用水道
全事業者数	1,496	1,996	151
公営企業の事業者数	1,487 (99.4%)	1,996 (100%)	150 (99.3%)
根拠法	水道法第14条 (供給規定)	下水道法第20条 (使用料)	工業用水道事業法第17条 (供給規定)
原則	総括原価方式	総括原価方式	総括原価方式 ※基準料金制度は平成26年度で廃止
具体的な算入項目	人件費	人件費	人件費
	薬品費	薬品費	薬品費
	動力費	動力費	動力費
	修繕費	修繕費	修繕費
	受水費		受水費、負担金
	減価償却費	減価償却費	減価償却費
	資産減耗費	流域下水道維持管理負担金	ダム等水源施設費引当金
	その他営業費用	委託料等	その他の維持管理費
	支払利息	支払利息	支払利息
	資産維持費	企業債取扱諸費	資産維持費
料金抑制	資産維持費の算出にレートベース方式を採用	雨水処理には公費が充てられる	国庫補助を受けている事業者では、一定以上の値上げ時に受水企業に経営状況等の説明を要す ⁹

水道料金の算定方法

料金の基本的考え方

- 水道料金の算定方法は、総括原価方式。
※原価(人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等)+支払利息+資産維持費を基礎として定める。
- 地方公共団体が水道事業を営営する場合、
 - ①水道料金は議会の議決を経て条例で定めなければならない。
 - ②独立採算制を採用しなければならない。
 - ③水道料金を変更した場合には、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 水道法第1条の目的規定には、清浄にして豊富低廉な水の供給がうたわれている。

✓ 安定的な供給の維持・確保を図るために必要な供給に要する費用(原価)を料金に転嫁する方式

基本料金と従量料金の考え方

- 水道料金の基本料金及び従量料金の考え方は、「水道料金算定要領」に以下のように規定されている。
- 水道事業の費用構造は、その大半が固定費であるものの、固定費を全額基本料金とすると基本料金が著しく高額となるため、生活用水の低廉な確保という料金設定の原則にもととられている。
- 但し、新水道ビジョンにおいては、水需要の増減に収入が影響されない体系として、利用者の影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要であると記載されている。

水道料金算定要領における料金の考え方

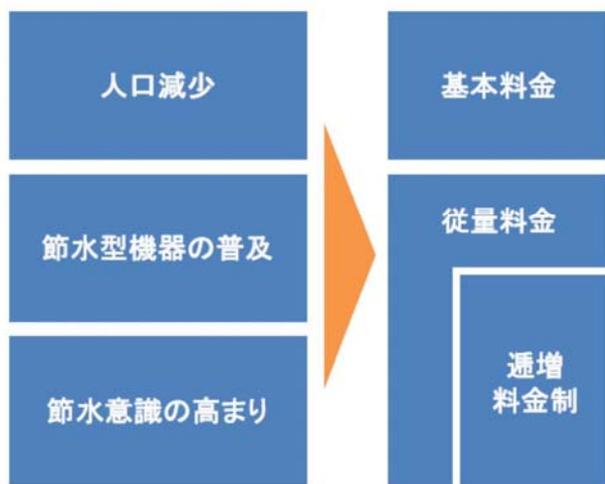
	定義	個別原価計算基準
基本料金	各使用者が水使用の有無にかかわらず賦課される料金	準備料金は使用水量とは関係なく水道事業が給水準備のために必要な原価として各使用者に対し賦課する料金であって、その額は基本料金の額と一致する
従量料金	実使用水量に単位水量当りの価格を乗じて算定し賦課される料金	従量料金は使用者群の差異にかかわらず均一料金制とする
逓増料金制	使用水量により水量区画を設定し、区画別逓増料金を設定(特別措置)	多量使用を抑制し、もしくは促進するため、大口需要の料金に新規水源開発等に伴う費用の上昇傾向を反映させる
需要家費	検針・集金関係費等、需要家の存在により発生する費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総括原価のうち、仮に需要家費及び固定費の全額を準備料金とし、変動費を水量料金とすると、基本料金が著しく高額となり料金制度そのものとしても問題があり、生活用水の低廉な確保という料金設定の原則にもとと ○ 水道事業では、原浄水の貯留が可能であり固定費全額が各使用者の需要の特性に比例することは必ずしも適当ではない ○ したがって、固定費のうち、比較的各使用者の需要の特性に比例するもの及び需要家費を準備料金とすることが妥当である
固定費	営業費用及び資本費用の大部分であり、給水量の多寡に関係なく水道施設の適正な維持に固定的に必要な費用	
変動費	概ね給水量の増減に比例する費用(薬品費、動力費及び受水費など)	

※総務省公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会WG-第1回財政計画（平成25年12月25日） 資料2より

11

基本料金と従量料金の課題など

水需要の減少



料金体系が抱える課題

費用の大半は固定費であり、必要な費用は基本料金で回収したいところであるが、基本料金を上げると少量利用者の負担が重くなる

収入を従量料金に依存すると、有収水量が減少すれば料金の値上げを検討せざるを得ないが、節水したにもかかわらず料金の値上げとなると住民から理解を得にくい

多量使用の抑制を目的に、逓増料金制を採用しているケースがあるものの、水使用量は減少傾向にあり、時代にマッチしなくなりつつある

※総務省公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会WG-第1回財政計画（平成25年12月25日） 資料2より

12